

福島県障がい者理解促進活動補助金Q & A

福島県障がい福祉課
令和8年6月

福島県障がい者理解促進活動補助金事業に関し、よくある質問をまとめました。

なお、本補助金の交付団体へ応募される場合や、事業を実施される場合には、「福島県障がい者理解促進活動補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)や、「令和8年度福島県障がい者理解促進活動補助金公募要領」をご確認ください。

1 補助対象者について

Q1 法人格がない団体も対象となるか。

A1 任意団体も含め、障がいや障がいのある方への県民の理解を促進することを目的とした事業(講演会、研修会等)を実施する団体が対象となります。

2 補助対象事業について

Q2 どのような事業が補助対象となるのか。

A2 障がいや障がいのある方への県民の理解促進に関する次の事業が対象となります。

ただし、参加者のすべて又は大部分が事業を実施する団体に所属する者によって構成される事業は除きます。

- (1) 県民向け講演会等開催事業
- (2) 県民向け研修会等開催事業
- (3) その他障がいや障がいのある方への理解促進に資すると県が認める事業

3 補助対象経費について

Q3-1 どのような経費が補助対象となるのか。

A3-1 障がいや障がいのある方への県民の理解促進に関する事業に要する経費で、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費等)、使用料及び賃借料)が対象となります。対象経費の内容の例は次のとおりです。

なお、事業に直接関係のない経常的な経費や昼食代等は補助金の対象外です。

経費区分		対象経費の例
報償費		外部講師への謝金等
旅費		交通費、宿泊費
需用費	消耗品費	事業に必要な事務用品等
	食料費	講師の昼食代や飲料水に限る
	印刷製本費	事業に必要な資料やチラシの印刷経費
役務費	通信運搬費等	郵便料、物品の運搬料等
使用量及び賃借料		施設使用料、高速道路、有料道路の利用料金、駐車料金等

Q3-2 補助対象期間はいつまでか。

A3-2 補助金の交付決定のあった日から令和9年2月28日(日)までの期間です。

Q3-3 交付決定前に実施した経費は対象となるか。

A3-3 交付決定前の事前着手は認められません。

4 事業の変更について

Q4-1 事業を行っていく中で、変更が生じたが、必ず申請した内容で実施しなければならないか。

A4-1 事業計画の内容に沿って実施していただきますが、変更が生じる場合には障がい福祉課で判断をしますので、事前にご相談ください。特に、対象経費が2割以上の増減が見込まれる場合、対象経費の配分が2割を超える場合、事業を廃止、中止する場合には事前に承認申請書の提出が必要となります。

Q4-2 予定していた期間内に事業を完了できない場合にはどのようにするとよいか。

A4-2 予定していた期間内に事業の完了が難しい場合には、障がい福祉課へ御相談ください。

5 実績報告について

Q5-1 補助対象事業の経費の一部について、領収書の受領を失念していた。実績報告の際は収支精算書への記載だけあればよいか。

A5-1 支払ったことが確認できる書類の提出は必須です。領収書がない場合、振込が確認できる書類を提出してください。実績が確認できない経費については、補助の対象外となります。

補助金は実績が確認できた経費に基づき交付額の確定を行いますので、実績額によっては内示額を下回る場合があります。

※ 請求書のみでは支払ったことが確認できません。必ず領収書又は振込が確認できる書類を提出してください。

Q5-2 外部講師に謝金と旅費をまとめて支払う場合、領収書は1つでよいか。

A5-2 同日に支払う場合、領収書をまとめて作成して問題ありません。ただし、謝金と旅費でそれぞれいくら支払ったかについて、但し書き等で明記したうえで提出してください。

6 令和8年度のスケジュールについて

Q5 採択後から補助金交付までの流れはどのようになるか。

A5 令和8年度の事業のスケジュールは次のとおりです。

①補助金交付団体募集締め切り：令和8年7月3日（金）まで

②審査結果通知：令和8年7月中旬

審査結果を書面にて通知します。補助金交付団体に選定された場合には、補助金の内示額を通知します。予算の範囲内での採択となりますので、申請された補助金の満額が採択されない場合があります。

③補助金交付申請（交付要綱第5条）：令和8年7月下旬

別途通知する日までに「福島県障がい者理解促進活動補助金交付申請書（第1号様式）」に、「補助金所要額調書（別紙1）」事業計画書（別紙2）、収入支出予算書抄本を添えて提出してください。

④補助金交付決定通知、指令書送付：令和8年7月下旬

⑤事業実施：令和9年2月28日まで

⑥事業完了（交付要綱第10条）：事業完了後速やかに

「福島県障がい者理解促進活動補助金事業完了報告書（第3号様式）」を提出してください。

⑦実績報告（交付要綱第11条）：事業を完了した日から30日以内

「福島県障がい者理解促進活動補助金事業実績報告書（第4号様式）」に「補助金収支精算書（別紙3）」、「事業実績書（別紙4）」及び「収入支出決算（見込）書抄本、その他知事が必要と認める書類を添えて提出してください。併せて、事業の対象経費の領収書や振り込みが確認できる書類も提出してください。

⑧成果確認、補助金交付額の確定：実績報告受領後

⑨補助金の交付の請求（交付要綱第13条）：補助金交付の決定の通知を受けてから速やかに

「福島県障がい者理解促進活動補助金交付請求書（第6号様式）」を提出してください。

⑩補助金の交付：請求書受領後

ご指定の口座へ補助金を振り込みます。